総務常任委員会資料
企画経営部　市民収納室

議案第56号　宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
資料2　条例改正に伴う影響（対象件数、影響額）について

1　子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置
　ア　対象人数　約100人（平成31年4月の児童扶養手当受給者）
　イ　影響額　年間最大572万円の減収（各対象者が総所得135万円と想定した場合）
（参考）
　1,350,000円（総所得）－430,000円（基礎控除）＝920,000円（課税総所得金額）
　920,000円×6%（税率）＝55,200円（市民税所得割額）
　55,200円－1,500円（税額調整控除）＋3,500円（均等割額）＝57,200円（市民税額）
　57,200円×100人＝5,720,000円（影響額）

2　住宅ローン控除の個人住民税における控除期間の延長
　対象人数、影響額は算定不能（ただし、減収分は全額国費（地方特例交付金）で補填）

3　軽自動車税の環境性能割の税率の特例
　対象台数、影響額は算定不能（ただし、減収分は全額国費（地方特例交付金）で補填）
（参考）
　令和元年10月から軽自動車の自動車取得税（県税）が廃止され、市税として環境性能割が創設される。平成29年度の自動車取得税（軽自動車分）の県税収を市町の台数シェアで案分すると、本市は年間約2,070万円（約1,600台）の環境性能割が見込まれる。しかし、軽自動車の性能区分等の詳細が把握できないため、制度改正の影響は算定できない。

4　軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し
（1）特例延長の影響（令和2年度、令和3年度）
　ア　対象台数　628台　（平成31年度当初課税分）
　イ　影響額　年間230万円の減収
（参考）

軽減率	軽減後税率	台　数	税　　額
75%軽減	2,700円	0台	0円
50%軽減	5,400円	223台	1,204,200円
25%軽減	8,100円	405台	3,280,500円
合　　計		628台	4,484,700円…①

（標準税率適用との比較）
　628件×10,800円＝6,782,400円　・・・②
　①　－　②　＝　△2,297,700円

(2) 特例見直しの影響（令和 4 年度、令和 5 年度）

ア　対象台数　628 台　（平成 31 年度当初課税分）

イ　影響額　年間 230 万円の増収

（参考）

上記（１）の特例が切れるため同額の増収になる。